

水害ハザードマップ作成の手引き概要(案)

改定のポイント

- ◎ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期に立退き避難すべき区域**」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載。
- ◎ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市町村において**事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨。
- ◎ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前にしっかり勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載。

第1章 総説

1.1 水害ハザードマップのあり方

- 水害ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的とし、第一に住民目線で作成されるべきもの
- 「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」の両方のシチュエーションを意識して、住民等にわかりやすく情報提供できるよう作成

1.2 水害ハザードマップ作成の手引きについて

- 手引きは市町村が水害ハザードマップを作成及び利活用する際の参考となるよう、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を掲載
- 一方で住民のみならず通勤、通学者、旅行者等にも見やすいものとするため、リスク

表示(浸水深の閾値、配色)等の最低限のルールは共通化

1.3 対象とする水害

- 想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波を対象として作成

1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ

- 「浸水想定区域図作成」→「地域における水害特性等の分析」→「水害ハザードマップ作成」→「公表・周知」→「利活用の取組」→(適宜見直し)のサイクルを推奨

1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担

- 水害ハザードマップは市町村が作成し、国及び都道府県は積極的に支援

- 利活用については市町村、都道府県、国が協力して実施
- 水害ハザードマップの作成、利活用は、浸水リスクを算出する土木部局等と避難に関する検討を行う防災部局等が連携して実施

1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し

- 施設整備の進捗、社会経済状況の変化等を考慮し、常に住民等にわかりやすい水害ハザードマップとするよう、必要に応じて検証、見直しを実施

1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成方法

2.1 水害ハザードマップの作成

- 水害ハザードマップは地域における水害特性等を分析するとともに利活用シチュエーションを意識しながら作成

2.2 地域における水害特性等の分析

- 浸水想定区域図等による被害規模の把握、各市町村における避難場所の評価等を行い、地域に大きな影響を及ぼす水害特性を分析
- 分析結果は水害ハザードマップの表示方法等(どの水害リスクを強調して表示するか、複数の水害リスクの重ね表示等)に反映

2.3 基本事項の検討

- 地域の水害特性等を踏まえて「利活用シチュエーション」、「早期に立退き避難が必要な区域」、「想定最大規模の水害に対する避難」、「市町村界を超えた広域避難」等について検討

2.3.1 利活用シチュエーションの検討

- 利活用シチュエーションについて、いつ(平時、緊急時)、どこで(自宅、自宅外)、誰が(一般、避難行動要配慮者、外国人)の観点から整理、検討
- それぞれの利活用シチュエーションを踏まえた水害ハザードマップ(紙媒体、電子版等)を作成

2.3.2 水害ハザードマップの作成範囲(表示区域)

- 作成範囲は市町村の範囲に加え、住民の生活範囲なども念頭に市町村界の外側についても地図、浸水情報、避難場所等を表示

2.3.3 水害ハザードマップの縮尺

- 住民等が避難計画等を検討できるよう、各々の住宅が識別でき、避難場所、避難経路等が判別できる縮尺(1/10,000～1/15,000程度より大きい縮尺)を標準

2.3.4 早期に立退き避難が必要な区域の検討

- 家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域について、市町村等において「早期に立退き避難が必要な区域」として設定し水害ハザードマップに表示
- 一方で、災害時における避難は、個人々がおかれた状態に応じて、自らの判断で臨機に避難行動をとることが原則であり、その旨、水害ハザードマップに記載

2.3.5 想定最大規模の水害に対する避難の検討

- 市町村は水防法等に基づき想定最大規模の水害に対する避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映
- ただし、洪水、内水、高潮については、比較的発生頻度の高い計画規模等の水害と想定最大規模の水害とで避難者数や安全な避難場所が大きく異なる場合は、安全に2次避難できるよう移行判断基準、2次避難場所、移動手段等を検討した上で、計画規模等の水害に対する避難計画を水害ハザードマップに反映することも考えられることから、その旨、手引きに記載(想定最大規模の浸水状況、これを念頭にした2次避難方法等も記載)
- 想定最大規模の津波に対する避難については、2段階避難ではなく、「少しでも早く高く安全な場所を目指す」ことが基本原則

2.3.6 市町村界を超えた広域的な避難の検討

- 浸水想定区域が市町村全域に広がり、当該市町村だけでは避難者を収容できない等の場合は、他の市町村への広域的な避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映(広域避難の検討が必要か検討するための着眼点、広域避難を行う際の調整事項)

2.4 複数の災害リスクに対する水害ハザードマップでの対応

- 様々な災害リスクを持っていたり、複数の河川が流れていたりする市町村では、地域における水害特性等の分析などを踏まえ、複数の災害リスクを重ねて表示すること/個別に表示すること等の表示方法の検討を実施
- 複数の災害リスクを重ね表示する場合のメリット、デメリット
- 重ね表示の例(同時生起する恐れがある洪水・土砂災害、洪水・内水等)

2.5 記載事項の検討

- 水害ハザードマップは地図面と情報・学習面で構成

2.5.1 地図面での記載事項

- 浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間、早期に立退き避難が必要な区域、避難経路、避難場所 等

2.5.2 情報・学習面での記載事項

- 予警報・避難勧告等の情報伝達方法、避難勧告・避難行動に関する事項、水害シナリオ、水害発生メカニズム、過去の水害実績、地下街等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、緊急時・平時の心構え 等

2.6 作成時の注意事項

- 情報を増やし過ぎない、作成・更新にあたって住民等の意見反映、ユニバーサルデザインの観点 等

2.7 多言語対応

- 日本語版に加えて英語版も作成することを標準

2.8 水害ハザードマップの作成支援

- 相談窓口(災害情報普及支援室等)の設置、市町村が容易に水害ハザードマップを作成できる支援ツールの提供 等

第3章 水害ハザードマップの公表・活用方法

3.1 周知・活用の重要性

- 水害ハザードマップを水害時の住民等の避難に有効に活用するには、作成・配布するだけでなく、作成した内容を様々な機会を通じて継続的に周知するとともに、ワークショップ、避難訓練、防災教育等での活用を徹底して行うなど、水害ハザードマップの理解の促進に努めることが重要

3.2 周知方法

- 周知は印刷物の配布だけでなくインターネットでの公表、マスメディア通じた広報、内容や見方の説明会の開催等定期的に幅広く行うことが重要

3.3 水害ハザードマップの利活用

- 行政から配布、説明するだけでなく、水害ハザードマップを住民等が自ら活用して個人々の避難計画を検討するなど、水害ハザードマップを行政と住民等とのリスク

コミュニケーションツールとして活用(行政は住民等が検討する機会を積極的に提供)

3.3.1 説明会・ワークショップの実施

- 水害ハザードマップの目的、記載事項、見方・使い方、避難に関する留意事項等について説明会、ワークショップ、出前講座などを通じて説明

3.3.2 避難訓練、情報伝達訓練等での活用

- 避難訓練時に水害ハザードマップで各地域の浸水リスクを確認する、情報・学習面を活用し避難時の携行品、備蓄品等を確認する等、水害ハザードマップを活用した避難訓練等を実施

3.3.3 教育機関等との連携

- 教職員への水害ハザードマップの説明、総合学習等、学校教育カリキュラムでの活用

3.3.4 住民自ら手を動かす取り組みの推進

- 水害ハザードマップに自ら記載する欄を設定するとともに記載にあたっての説明会を実施
- 自治会単位での水害ハザードマップの作成(地区防災計画との連携)
- マイ防災マップ、災害避難カードの作成の取組での活用

3.4 避難の実行性を高めるための工夫

- まるごとまちごとハザードマップの取組推進、川の防災情報によるリアルタイム情報の提供、決壊地点別・時系列の氾濫シミュレーションの活用 等